

## 規則

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十二号

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(埼玉県証紙条例施行規則の廃止)

第一条 埼玉県証紙条例施行規則(昭和四十四年埼玉県規則第十三号)は、廃止する。

(埼玉県税条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第六項中「第五十五条の二第二項(同項第二号に該当する場合に限る。)」を「第五十五条の二第一項」に、「第五十五条の十一第五項」を「第五十五条の十一第四項」に改める。

第二条の七第二号を次のように改める。

二 条例第五十五条の二第一項の規定による納付の方法及び条例第五十五条の十一第四項の規定による徴収の方法

第二条の七第三号を削る。

第三十五条の二及び第三十五条の三を次のように改める。

第三十五条の二及び第三十五条の三 削除

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第四十条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十六条又は第六十一条第二項の規定により提出する」に改め、同項を同条とし、同条第三項を削る。

第四十一条から第四十三条までを次のように改める。

第四十一条から第四十三条まで 削除

第四十四条の表五十九の二号から五十九の十一号までを削り、同表六十一の三

号中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第二項」に、「第五十五条の

十一第五項」を「第五十五条の十一第四項」に改め、同表〔六十四号から六十四の

二の八号までを次のように改める。

〔六十四から六十四の二の八まで〕 削除

第四十四条の表〔六十四の五号を次のように改める。〕

〔六十四の五〕 削除

別記様式第四号（六）を次のように改める。

別記様式第四号（六）（狩猟税を普通徴収する場合に用いるもの）

狩 猟 税 納 税 通 知 書		
(納税者) 住(居)所 氏 名 様 (法人にあつては、所在地、) (名称及び代表者氏名)		税第 号 年 月 日
埼玉県 県税事務所長 印		
地方税法第700条の51の規定により下記の狩猟税の納税義務を負うこととなりましたので、納期限までに、埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関又は埼玉県収納代理金融機関へ納付してください。		
免 許 の 種 類	税 率	税 額
	円	円
納 期 限	年 月 日	
摘 要		

- 注意1 納期限までにこの税金を納付しなかつた場合は、督促に続き滞納処分が行われま  
 す。また、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日まで  
 の期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)  
 に、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間にあつては年7.3%(地  
 方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合の適用があるときは、  
 当該延滞金特例基準割合に1%を加算した割合)、当該納期限の翌日から1月を経  
 過した日以降の期間にあつては年14.6%(同項に規定する延滞金特例基準割合  
 の適用があるときは、当該延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合)の割合  
 を乗じて得た額の延滞金を納付してください。
- 2 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つ  
 た日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることがで  
 きます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出するこ  
 とにより行つてください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達  
 を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が  
 被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴え  
 は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこと  
 とされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、  
 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必  
 要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を  
 経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第十九号（一）中「**収入証紙ちよう付欄**」を削る。

別記様式第十九号（三）中

収入証紙貼付欄

」を削る。

別記様式第十九号の二（一）中「**収入証紙ちよう付欄**」を削る。

別記様式第十九号の二（三）中

**収入証紙貼付欄**

」を削る。

別記様式第五十九号の二から別記様式第五十九号の十一までを削る。

別記様式第六十四号から別記様式第六十四号の二の八までを次のように改める。

別記様式第六十四号から別記様式第六十四号の二の八まで 削除

別記様式第六十四号の五を次のように改める。

別記様式第六十四号の五 削除

（埼玉県漁船法施行細則の一部改正）

第三条 埼玉県漁船法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

様式第七号、様式第九号、様式第十一号及び様式第十二号中「**収入証紙**」を削り、「**めん先**」を「**宛先**」に改める。

（建設業法施行細則の一部改正）

第四条 建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第八号中

**収入証紙**

」を削る。

（家畜商法施行細則の一部改正）

第五条 家畜商法施行細則（昭和三十七年埼玉県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「めん先」を「宛先」に改め、「**㊤**」及び

埼玉県収入証紙

ちよう付箇所

（消印をしない）  
（でください。）

を削る。

(建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部改正)

第六条 建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則(昭和三十九年埼玉県規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中

「  
埼玉県  
収入証紙  
付け  
貼  
」

を削る。

様式第三号及び様式第四号中「あつ先」を「宛先」に改め、

「  
収入証紙  
」

を削る。

様式第五号及び様式第六号中「あつ先」を「宛先」に改め、

「  
収入証紙  
」

を削る。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第七条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年埼玉県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

様式第六号中

「  
埼玉県収入証紙  
付  
け  
欄  
」

を削る。

(埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部改正)

第八条 埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第六号の三中

「  
埼玉県収入証紙  
付  
け  
欄  
所  
貼  
」

を削る。

様式第八号、様式第九号、様式第十四号及び様式第十五号中

「  
埼玉県収入証紙  
付  
け  
欄  
貼  
」

「  
所  
貼  
」

を削る。

様式第十六号中

「  
埼玉県収入  
証紙貼付の  
箇所  
」

を削る。

(埼玉県公害紛争処理に係る手数料等に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 埼玉県公害紛争処理に係る手数料等に関する条例施行規則(昭和四十七年埼玉県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「申請書」を「申請時」に改め、「知事が指定する書面に、手数料の額に相当する額の埼玉県収入証紙をはつて」を削り、同条第二項中「当該申請書に」を削り、「に相当する額の埼玉県収入証紙をはつて」を「を」に改め、同条第三項を削る。

(埼玉県立高等看護学院学則の一部改正)

第十条 埼玉県立高等看護学院学則(昭和四十八年埼玉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削る。

第十三条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

様式第一号(表面)を次のように改める。

(表面)

(注2)

受験番号

(注1) (推薦選考・社会人選抜・一般選抜)

年度

埼玉県立高等看護学院入学願書

私は、埼玉県立高等看護学院に入学を志願します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県立高等看護学院長

ふりがな		性 別
氏 名		男・女
生 年 月 日	年 月 日生 ( 年 月 日現在 歳)	
ふりがな		
現 住 所	〒 (      —      )	
電 話	自 宅      —      — 携 帯      —      — (注3) その他      —      —      (名前・関係等      )	

- (注) 1 (推薦選考・社会人選抜・一般選抜) のいずれかを○で囲んでください。  
2 「受験番号」欄は記入しないでください。  
3 「電話」欄の「その他」は、自宅、携帯以外で志願者に緊急連絡が可能な連絡先並びにその者の名前及びその者と志願者との関係等(親類、勤務先、友人等)を記入してください。

様式第二号を次のように改める。



様式第2号（第13条関係）

誓 約 書

埼玉県立高等看護学院に在学中は、諸規則を固く守り、学業に精励します。

年 月 日

本人 氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者が埼玉県立高等看護学院に在学中は、本人の身上に関する一切のことについて、私ども連帯して引き受けます。

年 月 日

保証人 住 所 \_\_\_\_\_

学生（本人）との続柄 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

保証人 住 所 \_\_\_\_\_

学生（本人）との続柄 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（宛先）  
埼玉県立高等看護学院長

(埼玉県土採取条例施行規則の一部改正)

第十一条 埼玉県土採取条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中

「  
収入証紙  
貼付け欄  
(消印をしないこと。)  
」

を削る。

(埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第十二条 埼玉県屋外広告物条例施行規則(昭和五十年埼玉県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「  
収入証紙  
」

を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3

から5までを2から4までとする。

様式第二号中

「  
収入証紙  
」

を削り、同様式の注を次のように改める。

注 ※印の欄には記入しないこと。

様式第三号中

「  
収入証紙  
」

を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3

を2とする。

様式第十二号(第一面)中

「  
収入証紙  
貼付欄  
」

を削る。

様式第十六号中

「  
収入証紙  
」

を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、

3を2とする。

(埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)  
第十三条 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年埼玉県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(第一面)中

「  
収入証紙貼付欄  
(消印しないこと。)  
」

を

削る。

(埼玉県立高等技術専門校規則の一部改正)

第十四条 埼玉県立高等技術専門校規則(昭和六十一年埼玉県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「  
埼玉県収入証紙  
貼付欄  
(短期課程を除く。)  
」

を削る。

(農林水産業の分析依頼等に関する規則の一部改正)

第十五条 農林水産業の分析依頼等に関する規則(平成十二年埼玉県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「  
(埼玉県収入証紙ちよう付個所)  
」

を削る。

(埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部改正)

第十六条 埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉県規則第百号)の一部を次のように改正する。

様式第五十号を次のように改める。

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※講習の結果	
※講習の期間	

公害防止主任者資格認定講習受講申込書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

※受講者番号					
--------	--	--	--	--	--

ふりがな  
氏名

現住所	(郵便番号 )	(電話番号 )
生年月日	年 月 日	
勤務先	名称	
	代表者の氏名	
	所在地	(郵便番号 ) (電話番号 )
受講した区分	大気関係 水質関係 騒音・振動関係 ダイオキシン類関係	

ちょう 写真貼付欄	
写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、提出前6月以内に脱帽正面で撮影した上半身像を貼り付けること。	
撮影年月日	年 月 日

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

(埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)  
第十七条 埼玉県宅地建物取引業法施行細則(平成十五年埼玉県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「  
埼玉県収入証紙  
(消印しないこと。)  
」

を削る。

「収入証紙貼付欄

収入証紙貼付欄

様式第三号の二中

を削る。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)  
第十八条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年埼玉県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

「  
収入証紙  
」

様式第五号及び様式第六号中「(田圃又は記名押印)」及び

を削る。

様式第十一号(表面)を次のように改める。

(表面)

※ 1 新規		※ 2 一部免除		
事務所	※	申込番号	※	
狩 猟 免 許 申 請 書				
(宛先) 埼玉県知事		年 月 日		
住所	〒			
電話番号				
ふりがな 氏名	(男・女)			
生年月日	年 月 日			
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により、狩猟免許を受けたいので、次のとおり申請します。				
1 受けようとする狩猟免許の種類 (該当する種類を○で囲むこと。 網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許				
2 希望する受験年月日及び受験場所 受験年月日 年 月 日 受験場所				
3 使用する銃砲の種類並びに猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日 (第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けようとする場合であって、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可を現に受けている者に限る。)				
使用する銃砲の種類 (番号を○で囲むこと。)	猟銃・空気銃所持許可証の番号		交付年月日	
(1) ライフル銃	[ ] 号		年 月 日	
(2) 散弾銃				
(3) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
4 本登録年度において他の狩猟免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類及び受験(受検)年月日				
免許の種類	受験(受検)年月日		年 月 日	
5 現に他種の狩猟免許を受けている場合は、その種類及び狩猟免状の番号等				
種類	交付した知事の都道府県名	狩猟免状の番号	狩猟免状の交付年月日	本登録年度の更新の有無
免許	知事	号	年 月 日	有・無
免許	知事	号	年 月 日	有・無
6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無				
有 ( ・ 刑の執行が終わり、又は受けることのなくなった年月日 年 月 日 ) ・ 無 ( ・ 処分の内容 )				
7 狩猟免許を取り消されたことの有無				
有 ( ・ 取消年月日 年 月 日 ・ 免許の種類 ) ・ 無 ( ・ 免許を取り消した都道府県知事名 )				

太枠内は、必ず記入してください。

※ 1 新規	※ 2 一部免除
事務所 ※	申込番号 ※

受験票 A

写  
  
真

ふりがな  
氏 名

1 免許の種類  
網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許

2 受験日  
年 月 日

3 受験場所

(切り離さないこと。)

※ 試験の結果					
※	視力	聴力	運動能力	知識	技能
適性試験					
受付番号	※	備考	※		

太枠内は、必ず記入してください。

※ 1 新規	※ 2 一部免除
事務所 ※	申込番号 ※

受験票 B

ふりがな  
氏 名

1 免許の種類  
網猟免許  
わな猟免許  
第一種銃猟免許  
第二種銃猟免許

2 受験日  
年 月 日

3 受験場所

(切り離さないこと。)

受付番号	※
備考	※

太枠内は、必ず記入してください。

様式第十二号（表面）を次のように改める。



## (表面)

※		※		※	
※		※		※	
事務所		申込番号			
狩猟免許更新申請書					
(宛先)		埼玉県知事	年 月 日		
住所	〒				
電話番号					
ふりがな					
氏名	(男・女)				
生年月日	年 月 日				
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により、狩猟免許の更新を受けたいので、次のとおり申請します。					
1 希望する受検年月日及び受検場所 受検年月日 年 月 日 受検場所					
2 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び狩猟免許の番号等					
免許の種類	交付した知事の 都道府県名	狩猟免許の番号	狩猟免許の交付年月日	原交付年月日	
網 獵 免 許	知事	号	年 月 日	年 月 日	
わ な 獵 免 許	知事	号	年 月 日	年 月 日	
第一種銃猟免許	知事	号	年 月 日	年 月 日	
第二種銃猟免許	知事	号	年 月 日	年 月 日	
3 使用する銃砲の種類並びに猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の更新を受けようとする場合であって、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可を現に受けている者に限る。)					
使用する銃砲の種類 (番号を○で囲むこと。)	猟銃・空気銃所持許可証の番号		交付年月日		
(1) ライフル銃	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; display: flex; justify-content: space-between; padding: 2px;"> <span>1</span><span>2</span><span>3</span><span>4</span><span>5</span><span>6</span><span>7</span><span>8</span><span>9</span><span>0</span><span>1</span><span>2</span><span>3</span><span>4</span><span>5</span><span>6</span><span>7</span><span>8</span><span>9</span><span>0</span> </div>		年 月 日		
(2) 散 弾 銃					
(3) 空 気 銃 (圧縮ガスを 使用するも のを含む。)					
4 本登録年度において他の狩猟免許申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類及び受検年月日					
免 許 の 種 類		受 験 年 月 日	年 月 日		
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第2項ただし書の規定による認定鳥獣捕獲等事業に従事する者に該当することの有無					
有 ・ 無					

太枠内は、必ず記入してください。

事務所 ※				
認定鳥獣捕獲等事業に従事する者に該当することの有無				有・無
申込番号	※	※	※	※
受検票 A				
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写</p> <p style="text-align: center;">真</p> </div>				
ふりがな 氏名				
1 免許の種類と交付年月日				
免許の種類	網猟免許	わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許
交付年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
2 受検日 年 月 日				
3 受検場所				
※ 講習の受講				
※ 適性検査	視力	聴力	運動能力	
		受付番号	※	
			※	
			※	
			※	
		備考	※	

（切り離さないこと。）

太枠内は、必ず記入してください。

事務所 ※		
認定鳥獣捕獲等事業に従事する者に該当することの有無		有・無
申込番号	※	※
	※	※
受検票 B		
ふりがな 氏名		
1 免許の種類 網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許		
2 受検日 年 月 日		
3 受検場所		
※ 講習の受講		
※ 適性検査	視力	聴力 運動能力
		※
		※
		※
		※
		備考 ※

（切り離さないこと。）

太枠内は、必ず記入してください。

様式第十三号（表面）を次のように改める。

(表面)

※整理番号		※登録番号		※狩猟免許		有・無		
		※損害の賠償		有・無				
		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無		有・無				
		※課税免除又は軽減税率適用の有無		有・無				
狩猟者登録申請書								
(宛先) 埼玉県知事				年 月 日				写 真
ふりがな								
氏名								
生年月日		年 月 日						
住所		〒						
電話番号								
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により、狩猟者登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類等（□に✓印を付すとともに、該当する番号を○で囲む。第一種銃猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第二種銃猟免許に係る登録申請をすること。）</p>								
狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類・使用する猟具			所持する狩猟免許の内容					
□網猟免許に係る登録	(1) 網	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日		
□わな猟免許に係る登録	(2) わな	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日		
□第一種銃猟免許に係る登録	(3) ライフル銃 (4) 散弾銃 (5) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日		
□第二種銃猟免許に係る登録	(6) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類		□第一種銃猟免許		□第二種銃猟免許		
		都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日		

様式第十四号（表面）を次のように改める。

(表面)

※ 登 録 番 号						
※ 狩 猟 免 許				有 ・ 無		
※ 損 害 の 賠 償				有 ・ 無		
※ 放鳥獣猟区の区域の登録の有無				有 ・ 無		
※ 課税免除又は軽減税率適用の有無				有 ・ 無		
※整理番号						
狩 猟 者 変 更 登 録 申 請 書						
(宛先) 埼玉県知事				写 真		
年 月 日						
ふりがな						
氏名						
生年月日	年 月 日					
住所	〒					
電話番号						
変更しようとする狩猟者登録証の番号	種類 第	猟 号				
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日					
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第6条第2項の規定により、狩猟者変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類等(□に<math>\times</math>印を付すとともに、該当する番号を○で囲む。第一種銃猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第二種銃猟免許に係る登録申請をすること。)</p>						
変更登録を受けようとする狩猟免許の種類・使用する猟具		所持する狩猟免許の内容				
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	(1) 網	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	(2) わな	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許に係る登録	(3) ライフル銃 (4) 散弾銃 (5) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許に係る登録	(6) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 <input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許				
		都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日

(知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第十九条 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年埼玉県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

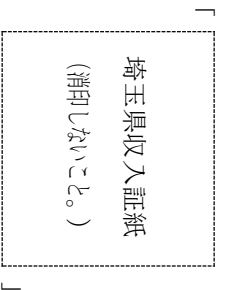
別表第一の三埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の項を削る。

別表第二の二埼玉県税条例施行規則の項を削る。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第二十条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年埼玉県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中



を削る。

(埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部改正)

第二十一条 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則(令和三年埼玉県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第九号中「、収入印紙及び収入証紙」を「及び収入印紙」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。

(埼玉県証紙条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による廃止前の埼玉県証紙条例施行規則第八条第二項の規定による証紙の交付を受けた指定売りさばき市町村(同規則第七条第一項の指定売りさばき市町村をいう。)であつて、同規則第八条第三項の証紙代金を納付していないものは、なお従前の例により当該代金を納付しなければならない。

3 埼玉県証紙条例を廃止する等の条例(令和四年埼玉県条例第四十四号)附則第五項又は第六項の規定により、証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、附則様式第一号の埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書に、当該証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

(埼玉県税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 収納計器取扱人(第二条の規定による改正前の埼玉県税条例施行規則(以下「改正前県税規則」という。))第三十五条の二第一項の収納計器取扱人をいう。以下同じ。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。))から令和十年十二月三十一日までの間、証紙代金収納計器(同項の証紙代金収納計器をいう。))による収納印を誤って表示した場合において、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、当該誤って表示した収納印の表示金額に相当する金額の還付を受けることができる。

5 収納計器取扱人は、施行日から令和十年十二月三十一日までの間、既に収納印を表示した金額の合計額が始動票札に表示した金額に達していないときは、当該始動票札に表示した金額から既に収納印を表示した金額の合計額を控除して得た金額(次項において「始動票札残高」という。))の還付を受けることができる。

6 前二項の規定により還付を受けようとする者は、附則様式第二号の証紙代金収納計器に係る納入金還付請求書に、収納印を誤って表示したことを証する書類又は始動票札残高を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

7 知事は、改正前県税規則第三十五条の三第二項の規定により、令和五年十二月三十一日現在における交付対象額について同条第一項の規定を適用して計算して得た額から既に交付した手数料の額を控除して得た額を収納計器取扱人に対して交付しようとするときは、令和六年一月三十一日までにを行うものとする。

8 改正前県税規則第三十九条の狩猟税に係る納税証紙(消印された納税証紙及び著しく汚損し、又はき損した納税証紙を除く。以下「納税証紙」という。))を保有する者(改正前県税規則第四十二条第一項の納税証紙売りさばき人(次項において「納税証紙売りさばき人」という。))を除く。)は、施行日から令和十年十二月三十一日までの間、これを知事に返還して当該納税証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

9 納税証紙売りさばき人は、施行日前に買い受けた納税証紙を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十年十二月三十一日までに当該返還をした者に対し、当該納税証紙の額面金額から当該納税証紙の売りさばきに対して交付された手数料に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

10 前二項の規定により、納税証紙を返還して還付を受けようとする者は、附則様式第三号の納税証紙返還・証紙代金還付申請書に、当該納税証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

(改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

11 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、



所要の調整をして使用することができる。

附則様式第1号（附則第3項関係）

埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例附則第5項  
附則第6項の規定により、証紙を返還し、証紙代金の還付を申請します。

還付を受けようとする金額		円
還付を受けようとする理由		1 証紙廃止のため 2 その他 ( )
購 入 年 月 日		年 月 日
返 還 す る 証 紙		円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚
振 込 先	金 融 機 関	銀 行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農 協 本(支)店
	口 座 番 号	普通・当座 No.
	フリガナ	
	口 座 名 義	

附則様式第2号（附則第6項関係）

証紙代金収納計器に係る納入金還付請求書	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事	
所在地 収納計器取扱人（請求者） (法人名及び) (代表者氏名)	
埼玉県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 附則第4項の規定に基づき、次のとおり証紙代金収納計器に係る納入金の還付を請 附則第5項 求します。	
還付を受けようとする金額	円
上記金額に対応する 始動票札の交付番号	
還付の事由 (還付を受けようとする事由) (を具体的に記入すること。)	

附則様式第3号（附則第10項関係）

納税証紙返還・証紙代金還付申請書		
(宛先) 埼玉県知事		年 月 日
〒 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号		
埼玉県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 附則第8項 附則第9項の規定により、納税証紙を返還し、証紙代金の還付を申請します。		
還付を受けようとする金額	円	
還付を受けようとする理由	1 納税証紙廃止のため 2 その他（ ）	
購 入 年 月 日	年 月 日	
返 還 す る 納 税 証 紙	16,500円 納 税 証 紙	枚
	11,000円 ”	枚
	8,200円 ”	枚
	5,500円 ”	枚
	4,100円 ”	枚
	2,700円 ”	枚
振 込 先	金 融 機 関	銀 行 信用金庫 信用組合 本（支）店 労働金庫 農 協
	口 座 番 号	普通・当座 No.
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	